

受託単価規程

青葉電子株式会社
2016年3月17日制定適用

標準業務に関する受託単価については、以下の通り基準日額及び基準時間単価をもって定める。

受託単価基準（単位：円、税抜き）

| 職務区分 | 基準日額 | 基準時間単価 | 職務内容等 |
|----------|--------|--------|---|
| チーフエンジニア | 96,000 | 12,000 | システム設計、管理等システム全般の業務を指示、監理し、システムに関して責任を負う。 |
| シニアエンジニア | 64,000 | 8,000 | チーフエンジニアの指示のもと、担当コンポーネントの設計、開発に従事する。 |
| エンジニア | 40,000 | 5,000 | シニアエンジニアの指示のもと、システム開発に従事する。 |

- ❖ 基準日額の稼働時間は8時間を想定している（移動時間等含む）。
- ❖ 基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。
- ❖ 業務の円滑な遂行のため客員エンジニア等を外部招聘する場合の基準日額及び基準時間単価は、当該人材の職務経験及び職務遂行能力に応じて上記のいずれかの職務区分を適用することとし、その職務区分を〇〇級と表記するものとする（例：客員エンジニア（チーフエンジニア級））。